

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月7日（令和6年（行情）諮問第1232号）、令和7年1月9日（令和7年（行情）諮問第27号）、同年2月13日（同第222号）及び同年3月13日（同第366号）

答申日：令和8年9月28日（令和8年度（行情）答申第597号、同第599号、同第601号及び同第602号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件
「飛行と安全」の一部開示決定に関する件
「飛行と安全」の一部開示決定に関する件
「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書8」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年12月15日付け防官文第17980号、平成30年4月27日付け同第7213号、同年6月15日付け同第9756号、同年4月6日付け同第5826号、同年7月25日付け同第11989号、同月2日付け同第10814号及び同年10月17日付け同第16378号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分7」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの。）

- ア (略)
- イ 上記(1)オと同旨。
- ウ (略)
- (3) 審査請求書3 (原処分3に係るもの。)
 - ア 上記(1)オと同旨。
 - イ (略)
- (4) 審査請求書4 (原処分4に係るもの。)
 - (略)
- (5) 審査請求書5 (原処分5に係るもの。)
 - ア 上記(1)オと同旨。
 - イ (略)
- (6) 審査請求書6 (原処分6に係るもの。)
 - アないしエ (略)
 - オ 上記(1)オと同旨。
- (7) 審査請求書7 (原処分7に係るもの。)
 - ア 上記(1)オと同旨。
 - イ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1及び原処分2について(令和7年(行情)諮問第27号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「『飛行と安全』2017年9～10月号。」(以下「本件請求文書1」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる文書1及び文書2(以下、併せて「本件対象文書1」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年12月15日付け防官文第17980号により、本件対象文書1のそれぞれ1枚目ないし3枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った後、平成30年4月27日付け同第7213号により、本件対象文書1のそれぞれ1枚目ないし3枚目を除く部分について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約7年及び約6年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上

回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし番号6のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ及びカ (略)

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3について(同第366号)

(1) 経緯

本件開示請求は、「『飛行と安全』2017年11～12月号。」(以下「本件請求文書2」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「飛行と安全2017年11月号(No. 734)」及び「飛行と安全2017年12月号(No. 735)」の2文書(以下「特定文書」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年3月1日付け防官文第2526号により、特定文書のそれぞれ1枚目ないし3枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、同年6月15日付け同第9756号により、別紙に掲げる文書3及び文書4(以下「本件対象文書2」という。)について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った。

本件審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分3において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号7ないし番号9のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分3」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。)

(中略)

上記1(3)キと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分3」と読み替える。)

3 原処分4及び原処分5について(同第222号)

(1) 本件開示請求は、「『飛行と安全』2018年1～2月号。」(以下「本件請求文書3」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる文書5及び文書6(以下、併せて「本件対象文書3」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年4月6日付け防官文第5826号により、本件対象文書3のそれぞれ1枚目ないし3枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分4)を行った後、同年7月25日付け同第11989号により、本件対象文書3のそれぞれ1枚目ないし3枚目を除く部分について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分5)を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年8か月及び約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分5において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号10及び番号11のとおりであり、本件対象文書3のうち、法5条1号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア (略)

イ 上記1(3)エと同旨(ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分5」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書

3」、「同条 1 号及び 3 号」とあるのは「同条 1 号」と読み替える。）。)

ウ (略)

エ 上記 1 (3) キと同旨（ただし、「原処分 1 及び原処分 2」とあるのは「原処分 4 及び原処分 5」と読み替える。）。)

4 原処分 6 及び原処分 7 について（令和 6 年（行情）諮問第 1 2 3 2 号）

(1) 本件開示請求は、「『飛行と安全』2018 年 3～4 月号。」（以下「本件請求文書 4」といい、「本件請求文書 1」ないし「本件請求文書 4」を併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる文書 7 及び文書 8（以下、併せて「本件対象文書 4」という。）を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 30 年 7 月 2 日付け防官文第 10814 号により、本件対象文書 4 のそれぞれ 1 枚目ないし 3 枚目について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 6）を行った後、同年 10 月 17 日付け同第 16372 号により、原処分 6 において特定した行政文書の種類等を変更する変更決定を行い、更に、同日付け同第 16378 号により、本件対象文書 4 のそれぞれ 1 枚目ないし 3 枚目を除く部分について、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 7）を行った。

本件審査請求は、原処分 6 及び原処分 7 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 6 及び原処分 7 に対する本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 6 年 3 か月及び約 6 年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応していたことから、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法 5 条該当性について

原処分 7 において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号 12 ないし番号 15 のとおりであり、本件対象文書 4 のうち、法 5 条 1 号及び 3 号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしウ (略)

エ 上記 1 (3) エと同旨（ただし、「原処分 1 及び原処分 2」とあるのは「原処分 7」、「本件対象文書 1」とあるのは「本件対象文書 4」と読み替える。）。)

オ 上記１（３）キと同旨（ただし、「原処分１及び原処分２」とあるのは「原処分６及び原処分７」と読み替える。）。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和６年１１月７日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１２３２号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月２１日 審議（同上）
- ④ 令和７年１月９日 諮問の受理（令和７年（行情）諮問第２７号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同月２２日 審議（同上）
- ⑦ 同年２月１３日 諮問の受理（令和７年（行情）諮問第２２２号）
- ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑨ 同月２８日 審議（同上）
- ⑩ 同年３月１３日 諮問の受理（令和７年（行情）諮問第３６６号）
- ⑪ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑫ 同年４月８日 審議（同上）
- ⑬ 令和８年９月１７日 委員の交代に伴う所要の手續の実施（令和６年（行情）諮問第１２３２号、令和７年（行情）諮問第２７号及び同第２２２号）、令和６年（行情）諮問第１２３２号、令和７年（行情）諮問第２７号、同第２２２号及び同第３６６号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号及び３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は、原処分４及び原処分６に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で

判断すべき内容はないと解されることから、当該各処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分について

別表の番号1ないし番号3、番号7、番号9ないし番号12及び番号15に掲げる不開示部分は、自衛隊員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人及び外国軍人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 自衛隊の運用、教育・訓練、編成等に関する情報について

別表の番号4、番号6、番号8、番号13及び番号14の不開示部分並びに番号5の不開示部分の一部には、自衛隊の運用、教育・訓練、編成等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力、練度及び態勢等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 自衛隊の装備品に関する情報について

別表の番号5の不開示部分の一部には、自衛隊の装備品の性能に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安

全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに、それぞれ約7年、約6年7か月、約6年7か月、約6年8か月、約6年5か月、約6年3か月及び約6年が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書

- 文書1 飛行と安全2017年9月号（No. 732）
- 文書2 飛行と安全2017年10月号（No. 733）
- 文書3 飛行と安全2017年11月号（No. 734）（1枚目ないし
3枚目を除く。）
- 文書4 飛行と安全2017年12月号（No. 735）（1枚目ないし
3枚目を除く。）
- 文書5 飛行と安全2018年1月号（No. 736）
- 文書6 飛行と安全2018年2月号（No. 737）
- 文書7 飛行と安全2018年3月号（No. 738）
- 文書8 飛行と安全2018年4月号（No. 739）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	3 枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	2 枚目ないし 5 枚目、5 3 枚目及び 6 2 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
3	文書 2	2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
4	文書 2	4 3 枚目の一部	航空自衛隊の教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	文書 2	4 5 枚目の一部	航空自衛隊の現有装備品の性能に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

			航空自衛隊の防衛力の維持、運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
6	文書 2	4 6 枚目の一部	航空自衛隊の行動、運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
7	文書 3	2 枚目ないし 4 枚目、6 枚目及び 6 2 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
8	文書 3	4 8 枚目の一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
9	文書 4	2 枚目ないし 5 枚目及び 6 6 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することがで

			きることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 0	文書 5	2 枚目ないし 5 枚目、1 8 ページ、2 7 ページ、3 7 ページ及び 6 4 枚目のそれぞれの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 1	文書 6	4 枚目、3 9 ページ及び 6 4 枚目のそれぞれの写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 2	文書 7	1 枚目、3 枚目及び 4 枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 3	文書 7	1 2 ページないし 1 4 ページまでのそれぞれ一部	自衛隊の運用に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び装備品等の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあり、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 4	文書 7	1 7 ページの一部	自衛隊の運用及び訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、運用要領、能力及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支

			障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 5	文書 8	4 枚目、5 枚目、3 8 ページ、4 8 ページ、6 8 ページ、7 0 ページ及び 7 2 枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。